

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(広域振興局長等に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長及び所長（所長にあっては、<u>第114条</u>の規定による証明書の交付に限る。）に委任する。</p> <p>5 [略]</p> <p>(納税管理人)</p> <p>第12条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、<u>第153条第1項</u>、第190条第1項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第1項に規定する条例で定める地域は、課税地を管轄する広域振興局の所管に係る地域とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 納税義務者又は特別徴収義務者は、法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、<u>第153条第2項</u>、第190条第2項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第2項の規定による申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、その旨を局長等に届け出なければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(広域振興局長等に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長及び所長（所長にあっては、<u>第110条</u>の規定による証明書の交付に限る。）に委任する。</p> <p>5 [略]</p> <p>(納税管理人)</p> <p>第12条 法第29条第1項、第72条の9第1項、第73条の10第1項、第79条第1項、<u>第151条第1項</u>、第190条第1項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第1項に規定する条例で定める地域は、課税地を管轄する広域振興局の所管に係る地域とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 納税義務者又は特別徴収義務者は、法第29条第2項、第72条の9第2項、第73条の10第2項、第79条第2項、<u>第151条第2項</u>、第190条第2項及び第745条第1項において読み替えて準用する法第355条第2項の規定による申請をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から10日以内に、その旨を局長等に届け出なければならない。</p> <p>5 [略]</p>

(不申告に関する過料)

第13条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条第1項に規定する規定（同項に規定する規定による承認を受けている場合又は同条第4項に規定する規定による認定を受けている場合を除く。）、同条第2項若しくは第3項、第59条、第106条若しくは第117条又は法第72条の55、第74条の10、第160条、第177条の13若しくは第745条第1項において読み替えて準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 [略]

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第26条 法第20条の10の規定による納税証明書（第114条及び第118条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、証明を受けようとする徴収金の年度及び名称その他規則で定める事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

2～4 [略]

(個人の事業税の減免)

第52条 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その所有に係る法第72条の49の12第8項に規定する資産につき災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（第99条及び第113条において「災害」という。）で当該年度の初日の属する年（以下この条において「当該年」という。）において発生したもの（次項及び第3項において「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。次項において同じ。）が当該資産の価格の2

(不申告に関する過料)

第13条 知事は、納税義務者又は特別徴収義務者が、前条第1項に規定する規定（同項に規定する規定による承認を受けている場合又は同条第4項に規定する規定による認定を受けている場合を除く。）、同条第2項若しくは第3項、第59条、第102条若しくは第117条又は法第72条の55、第74条の10、第160条若しくは第745条第1項において読み替えて準用する法第383条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 [略]

(納税証明書の交付の請求手続及び手数料)

第26条 法第20条の10の規定による納税証明書（第110条及び第118条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、証明を受けようとする徴収金の年度及び名称その他規則で定める事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

2～4 [略]

(個人の事業税の減免)

第52条 局長は、個人の事業税の納税義務者で、その所有に係る法第72条の49の12第8項に規定する資産につき災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（第109条において「災害」という。）で当該年度の初日の属する年（以下この条において「当該年」という。）において発生したもの（次項及び第3項において「災害」という。）により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。次項において同じ。）が当該資産の価格の2分の1以上で

分の1以上であり、かつ、当該年の前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定により計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者が納付すべき当該年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の税額（次項において「減免対象税額」という。）について、次の表の左欄に掲げる当該年の前年分の事業所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減し、又は免除する。

[略]

2・3 [略]

（自動車税の賦課徴収）

第94条 自動車税の課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定その他の法令の定めるところによる。

(1) 課税客体 法第146条

(2) 課税標準 法第156条

(3) 税率 法第157条

（環境性能割の納付の方法）

第95条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項又は第161条第1項の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項に規定する申告書に証紙代金収納計器（次条及び第102条において「収納計器」という。）によって当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。次項及び第3項において同じ。）に相当する金額の表示（次項及び次条において「環境性能割納税証紙印」という。）の押印を受けなければならない。

2 環境性能割の納税義務者が前項に規定する申告書に環境性能割納税証紙

あり、かつ、当該年の前年中の法第72条の49の12第1項から第5項までの規定により計算した事業の所得が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者が納付すべき当該年の前年分の事業所得に係る個人の事業税の税額（次項において「減免対象税額」という。）について、次の表の左欄に掲げる当該年の前年分の事業所得の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減し、又は免除する。

[略]

2・3 [略]

（自動車税の賦課徴収）

第94条 自動車税の課税客体については、この条例に定めるもののほか、法第146条の規定その他の法令の定めるところによる。

2 自動車税の税率その他賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令の定めるところによる。

印の押印を受けることができない場合において、環境性能割額に相当する現金を納付したときは、所長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって環境性能割納税証紙印に代えることができる。

3 環境性能割の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

(1) 法第161条第2項の規定により環境性能割額を納付する場合

(2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（第104条及び第105条において「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（第98条及び第105条において「移転登録」という。）の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第1項に規定する申告書の提出を行う際に環境性能割額を納付する場合

（環境性能割納税証紙印の形式等）

第96条 環境性能割納税証紙印の形式は、規則で定める。

2 環境性能割納税証紙印は、知事の指定する収納計器の取扱人（以下この条及び次条において「収納計器取扱人」という。）において押印するものとする。

3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から収納計器を始動させるために必要な票札（次条及び第103条において「始動票札」という。）を買い受けて行うものとする。

4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

5 前3項に定めるもののほか、環境性能割納税証紙印の取扱いに関し必要

な事項は、規則で定める。

(始動票札)

第97条 始動票札の形式は、規則で定める。

2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項後段の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割の課税免除)

第98条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、申請により、環境性能割の全部又は一部を免除する。ただし、第2号に規定する者が運転する軽自動車で軽自動車税の環境性能割の減免を受けた者又は同号に掲げる自動車のうちこの条の規定により環境性能割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し移転登録をした者、道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者その他規則で定める者を除く。）に係る自動車については、この限りでない。

(1) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条及び第110条において「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この号及び同条において「精神障害者」という。）若しくは身体障害者若しくは精神障害者（以下この条及び第110条において「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車（当該身体障害者等が取得する場合（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合（当該精神障害者が運転する場合を除く。

）には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。

）に限る。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車（当該世帯の身体障害者等が取得する場合に限る。）で、所長が必要と認めるもの

(3) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（前号に掲げるものを除く。）

(4) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者が運転するために特別の仕様により製造され、若しくは構造変更がされた営業用の自動車（前2号に掲げるものを除く。）

(5) 社会福祉法人恩賜財団済生会の救急用自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車

2 前項各号に該当する自動車に係る環境性能割の免除すべき税額は、同項第1号、第3号又は第5号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額とし、同項第2号に掲げる自動車にあつては当該自動車に係る環境性能割の全額又は250万円（当該自動車に身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造上の特別の仕様又は構造変更（以下この項において「身体障害者仕様等」という。）がある場合にあつては、250万円に身体障害者仕様等に要した金額を加算した額）に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額のいずれか少ない額とし、前項第4号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得価額のうち身体障害者仕様等に要した金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。この場合において、第1項第2号に掲げる自動車に係る環境性能割の免除を受けようとする者は、規則で定める書類及び運転免許証の

写し又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法（昭和35年法律第105号）第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録された同条第2項に規定する特定免許情報を確認することができる書面（第110条において「運転免許証の写し等」という。）を、併せて提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第99条 所長は、災害により滅失し、又は損壊した自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項において「被災自動車」という。）に代わるものと所長が認める自動車（当該滅失又は損壊の日から1年以内に取得されたものに限る。以下この項において「代替自動車」という。）に対しては、当該被災自動車の滅失又は損壊の直前における価額に当該代替自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額を限度として、申請により、環境性能割を軽減し、又は免除する。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、第95条第1項に規定する申告書を提出した日から15日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

（種別割の税率）

第100条 種別割の税率は、別表第2に掲げる額とする。

（種別割の納期）

第101条 法第177条の9に規定する条例で定める納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第177条の10第4項ただし書の規定により種別割を課する場合における納期は、所長が定めるところによる。

（証紙等による種別割の徴収の方法）

第102条 法第177条の11第3項の規定により種別割を納付しようとする納税者は、法第177条の13第1項に規定する申告書に収納計器によって当該種別割額に相当する金額の表示（次項及び次条において「種別割納税証紙印」

（自動車税の税率）

第95条 自動車税の税率は、別表第2に掲げる額とする。

（自動車税の納期）

第96条 法第156条に規定する条例で定める納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第157条第4項ただし書の規定により自動車税を課する場合における納期は、所長が定めるところによる。

（証紙等による自動車税の徴収の方法）

第97条 法第158条第3項の規定により自動車税を納付しようとする納税者は、法第160条第1項に規定する申告書に証紙代金収納計器によって当該自動車税額に相当する金額の表示（次項及び次条において「自動車税納税証紙

という。)の押印を受けなければならない。

- 2 前項に規定する納税者が同項に規定する申告書に種別割納税証紙印の押印を受けることができない場合において、種別割額に相当する現金を納付したときは、所長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって種別割納税証紙印に代えることができる。

(種別割納税証紙印の形式等)

第103条 種別割納税証紙印の形式は、規則で定める。

- 2 種別割納税証紙印の取扱い及び始動票札については、第96条第2項から第5項まで及び第97条の規定を準用する。

(種別割の徴収の方法の特例)

第104条 所長は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法

印」という。)の押印を受けなければならない。

- 2 前項に規定する納税者が同項に規定する申告書に自動車税納税証紙印の押印を受けることができない場合において、自動車税額に相当する現金を納付したときは、所長は、同項に規定する申告書に規則で定める納税済印を押印することによって自動車税納税証紙印に代えることができる。

(自動車税納税証紙印の形式等)

第98条 自動車税納税証紙印の形式は、規則で定める。

- 2 自動車税納税証紙印は、知事の指定する証紙代金収納計器の取扱人(以下この条及び次条において「収納計器取扱人」という。)において押印するものとする。

- 3 収納計器取扱人は、前項に規定する押印をするときは、あらかじめ県から証紙代金収納計器を始動させるために必要な票札(次条において「始動票札」という。)を買い受けて行うものとする。

- 4 知事は、第2項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消したときも、同様とする。

- 5 前3項に定めるもののほか、自動車税納税証紙印の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(始動票札)

第99条 始動票札の形式は、規則で定める。

- 2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の始動票札とこれを交換することができない。ただし、始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき、前条第4項後段の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- 3 前項に定めるもののほか、始動票札の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第100条 所長は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法

律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第102条第1項に規定する申告書の提出を行う場合には、法第177条の11第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を法第177条の12の総務省令で定める方法により徴収する。

(種別割の納税義務者の申告義務)

第105条 法第177条の13第1項に規定する条例で定める場合は、種別割を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した場合又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた場合とする。

2 法第177条の13第1項の規定による申告は、種別割を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した日又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた日から15日以内（15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際）に行わなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第106条 [略]

(中古商品自動車に対する種別割の減額)

第107条 所長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（法第177条の8に規定する賦課期日をいう。第3項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送

律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条第1項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「新規登録」という。）の申請を行い、併せて法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第97条第1項に規定する申告書の提出を行う場合には、法第158条第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該新規登録の申請をした際に、当該新規登録の申請に係る自動車に対して課する自動車税を法第159条の総務省令で定める方法により徴収する。

(自動車税の納税義務者の申告義務)

第101条 法第160条第1項に規定する条例で定める場合は、自動車税を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した場合又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた場合とする。

2 法第160条第1項の規定による申告は、自動車税を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した日又は同項の規定により申告した事項に異動を生じた日から15日以内（15日以内に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は同法第13条第1項に規定する移転登録の申請をするときは、その申請をした際）に行わなければならない。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告義務)

第102条 [略]

(中古商品自動車に対する自動車税の減額)

第103条 所長は、自動車販売業者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による許可を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が、賦課期日（法第155条に規定する賦課期日をいう。第3項において同じ。）において、商品として所有し、かつ、展示している中古自動車（一般財団法人日本自動車査定協会が商品自動車であることを証明したものに限る。以下この項において「中古商品自動車」という。）で道路運送車両

車両法第4条の規定による登録（第3項及び次条において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する種別割については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る種別割額から当該種別割の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) 申請日において申請者に係る種別割について滞納がないこと及び当該年度分の種別割（当該申請に係る中古商品自動車（次項及び第3項において「対象自動車」という。）に対して課されている種別割を含む。）が第101条の納期内に納付されていること。

(2)・(3) [略]

2 前項の規定により種別割額の減額を受けようとする者は、当該年度の種別割の納期限前7日までに、対象自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 [略]

(種別割の課税免除)

第108条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、所長の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) [略]

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校において専ら生徒の教育の用に供する自動車及び道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所において専ら教習の用に供する自動車

法第4条の規定による登録（第3項及び次条において「登録」という。）を受けているもの（所有者及び使用者の名義が当該自動車販売業者の名義と同一であるものに限る。）に対して課する自動車税については、自動車販売業者について次に掲げる要件を満たす場合に限り、申請により、当該中古商品自動車に係る自動車税額から当該自動車税の年額の12分の3に相当する額を減額する。

(1) 申請日において申請者に係る自動車税について滞納がないこと及び当該年度分の自動車税（当該申請に係る中古商品自動車（次項及び第3項において「対象自動車」という。）に対して課されている自動車税を含む。）が第96条の納期内に納付されていること。

(2)・(3) [略]

2 前項の規定により自動車税額の減額を受けようとする者は、当該年度の自動車税の納期限前7日までに、対象自動車の登録番号その他規則で定める事項を記載した申請書に主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が交付する古物営業の許可証の写し及び一般財団法人日本自動車査定協会が発行する対象自動車の商品自動車であることを証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

3 [略]

(自動車税の課税免除)

第104条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、所長の承認を受けたものに限る。

(1)・(2) [略]

(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校において専ら生徒の教育の用に供する自動車及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項に規定する指定自動車教習所において専ら教習の用に供する自動車

2 [略]

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、種別割を課さない。

(1)～(4) [略]

4 社会福祉法人恩賜財団済生会が所有するへき地巡回診療の用に供する自動車に対しては、種別割を課さない。

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する種別割の課税免除)

第109条 所長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この項及び次項において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により種別割を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、免除を受けようとする一般乗合用バスの総車両数その他規則で定める事項を記載した申請書に申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の課税免除)

第110条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により種別割の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の種別割の減免を受けた者又はこの条の規定により種別割の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に種別割を課される場合については、この限りでない。

2 [略]

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対しては、自動車税を課さない。

(1)～(4) [略]

4 社会福祉法人恩賜財団済生会が所有するへき地巡回診療の用に供する自動車に対しては、自動車税を課さない。

(生活交通路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の課税免除)

第105条 所長は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線（以下この条において「生活交通路線」という。）を運行する一般乗合用バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。以下この条において同じ。）に対しては、当該バスの所有者ごとに、一般乗合用バスの総車両数に当該総車両の全走行キロ数に対する生活交通路線の走行キロ数の割合を乗じて得た車両数の範囲内で、申請により自動車税を免除する。

2 前項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、納期限前7日までに、免除を受けようとする一般乗合用バスの総車両数その他規則で定める事項を記載した申請書に申請に係る一般乗合用バスが主として生活交通路線を運行することを証明する書類その他規則で定める書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(身体障害者等に対する自動車税の課税免除)

第106条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（自家用の自動車1台に限る。）に対しては、申請により自動車税の全部又は一部を免除する。ただし、軽自動車税の減免を受けた者又はこの条の規定により自動車税の免除を受けた者（当該免除を受けた自動車に関し道路運送車両法第15条から第16条までの規定による登録をした者を除く。）が当該減免又は免除を受けた年度に自動車税を課される場合については、この限りでない。

(1) 身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等が運転するもの

(2)・(3) [略]

2 前項に該当する自動車に係る種別割の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に係る種別割の全額

(2) 当該自動車に係る種別割の税率が年額43,500円を超えるもの
43,500円（法第177条の10第1項又は第2項の規定により月割をもって種別割を課す場合にあっては、規則で定める額）

3 第1項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類のほか、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証の写し等を添付して、所長に提出しなければならない。

（身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の課税免除）

第111条 所長は、第98条第1項第3号に掲げる自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により種別割を免除する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条において「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下この条において「精神障害者」という。）

（以下この項及び次条において「身体障害者等」という。）が所有する自動車で当該身体障害者等が運転するもの

(2)・(3) [略]

2 前項に該当する自動車に係る自動車税の免除すべき税額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額43,500円以下のもの 当該自動車に係る自動車税の全額

(2) 当該自動車に係る自動車税の税率が年額43,500円を超えるもの
43,500円（法第157条第1項又は第2項の規定により月割をもって自動車税を課す場合にあっては、規則で定める額）

3 第1項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第100条の方法によって徴収されるものにあつては法第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び使用目的並びに自動車検査証の有効期間の満了する日その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類のほか、規則で定める場合を除き、規則で定める書類及び運転免許証の写し又は道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードに記録された同条第2項に規定する特定免許情報を確認することができる書面を添付して、所長に提出しなければならない。

（身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の課税免除）

第107条 所長は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により自動車税を免除する。

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)

第112条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により種別割を免除する。

(1)～(6) [略]

2 前項の規定により種別割の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第104条の方法によって徴収されるものにあつては法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(種別割の軽減)

第113条 所長は、種別割の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であつて、当該損害に係る修繕費(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。)が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の種別割の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により種別割の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して、

2 前項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第100条の方法によって徴収されるものにあつては法第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第108条 所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。

(1)～(6) [略]

2 前項の規定により自動車税の免除を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は第100条の方法によって徴収されるものにあつては法第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、自動車の登録番号及び車台番号その他規則で定める事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(自動車税の軽減)

第109条 所長は、自動車税の納税義務者が災害により自動車に損害を受けた場合であつて、当該損害に係る修繕費(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。以下この項において「修繕費」という。)が20万円以上であるときは、当該災害を受けた日の属する年度分の自動車税の税額について、次の表の左欄に掲げる修繕費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を申請により軽減する。

[略]

2 前項の規定により自動車税の軽減を受けようとする者は、災害を受けた日から60日以内に、規則で定める申請書に被害を証明する書類を添付して

所長に提出しなければならない。

(種別割に係る証明書の交付)

第114条 第5条第4項に規定する広域振興局長及び所長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

附 則

(環境性能割の非課税に係るバス路線)

第19条 法附則第12条の2の10第1項に規定する条例で定める路線は、知事が地域住民の生活上必要と認めるバス路線とする。

(種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項及び次条において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項及び次条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。次条において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同項の総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同項の総務省令で定めるものをいう。同条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条において同じ。))並びに自家用の乗用車(特種用途車であるものを含み、三輪の)

、所長に提出しなければならない。

(自動車税に係る証明書の交付)

第110条 第5条第4項に規定する広域振興局長及び所長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項(同法第67条第4項において準用する場合を含む。)の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

第111条から第114条まで 削除

附 則

(自動車税の税率の特例)

第19条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車をいう。次項及び次条において同じ。))、天然ガス自動車(法附則第12条の3第1項に規定する天然ガス自動車をいう。次項及び次条において同じ。))、メタノール自動車(法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車をいう。次条において同じ。))、混合メタノール自動車(同項に規定する混合メタノール自動車をいう。同条において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同項に規定する電力併用自動車をいう。同条において同じ。))並びに自家用の乗用車(特種用途車であるものを含み、三輪の小型自動車であるものを除く。同条において同じ。))、一般乗合用バス等(第105条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する

小型自動車であるものを除く。同条において同じ。)、一般乗合用バス等(第109条第1項に規定する一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第7項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項及び第3項において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項及び第3項において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の第95条第3項第2号に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(次項及び第3項において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車に対して課する種別割の税率については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(1)の欄

学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童若しくは幼児の通学若しくは通園又は当該幼保連携型認定こども園の園児(同法第14条第7項に規定する園児をいう。)の通園の用に供するバスをいう。附則別表第1及び別表第2において同じ。)及び被けん引自動車を除く。)に対して課する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、同表の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に定める税率とする。

(1) 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(第3項において「ガソリン自動車」という。)又は同号に規定する石油ガス自動車(同項において「石油ガス自動車」という。)で平成27年3月31日までに同号に規定する初回新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車(第3項において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄

に定める税率とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので法附則第12条の3第2項第2号の総務省令で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車（特種用途車を含む。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（同項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので法附則第12条の3第2項第4号の総務省令で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の

に定める税率とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第12条の3第2項第2号に規定する排出ガス保安基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）で同号の総務省令で定めるものに適合するもの又は同号に規定する平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同号の総務省令で定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第1項第1号に規定する充電機能付電力併用自動車（次項において「充電機能付電力併用自動車」という。）

排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（同項において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第5号の総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（同項において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第2項第6号の総務省令で定めるもの

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割の税率については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率(2)の欄に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（特種用途車を含む。以下この項において同じ。）に対して課する自動車税の税率については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の軽課税率の欄に定める税率とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排

値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるもの

出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第1号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、同号に規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので同号の総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第2号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第12条の3第3項第3号の総務省令で定めるもの又は道路運送車両法第41条第1項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定め

るものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので同号の総務省令で定めるもの

第20条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下同じ。）であって岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。）第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(1)の欄に定める税率とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(2)の欄に定める税率とする。

第21条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等（自家用の乗用車及びキャンピング車をいう。以下同じ。）であって岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第54号）（表4の項の改正部分に限る。）による改正前の岩手県県税条例（以下この項及び次条において「平成28年改正前の岩手県県税条例」という。）第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(1)の欄に定める税率とする。

2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割の税率については、別表第2の規定にかかわらず、1台について、附則別表第2の自家用の乗用車等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の重課税率(2)の欄に定める税率とする。

第22条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって平成28年改正前の岩手県県税条例第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の自動車であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものについての第110条第2項の規定の適用については、同項中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

第21条 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって平成28年改正前の岩手県県税条例第100条の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の自動車であって、地方税法等の一部を改正する等の法律第2条の規定による改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の岩手県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において道路運送車両法第2条第5項に規定する運行に相当するものとして法附則第12条の4第1項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用の自動車であって令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたものについての第106条第2項の規定の適用については、同項中「43,500円」とあるのは、「45,000円」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則別表第1中「附則第20条関係」を「附則第19条関係」に、「軽課税率(1)」を「軽課税率」に改め、同表軽課税率(2)の欄を削る。

改正前			改正後		
附則別表第2（ <u>附則第21条</u> 関係） [略]			附則別表第2（ <u>附則第20条</u> 関係） [略]		
別表第1（第9条関係）			別表第1（第9条関係）		
税目		課税地	税目		課税地
[略]			[略]		
自動車税	<u>環境性能割</u>		<u>東北運輸局岩手運輸支局の所在地</u>		
	<u>種別割</u>	証紙徴収又は <u>第104条</u> の方法による場合	[略]		
		普通徴収の	自動車の所有者（当該所有		
自動車税	証紙徴収又は <u>第100条</u> の方法による場合		[略]		
	普通徴収の方法による場合		自動車の所有者（当該所有		

		方法による 場合	者が法第146条第3項本文の 規定の適用を受ける場合に あつては、自動車の使用者)の住所地又は所在地(当 該住所地又は所在地が県外 にある場合にあつては、盛 岡市)			者が法第146条第2項本文の 規定の適用を受ける場合に あつては、自動車の使用者)の住所地又は所在地(当 該住所地又は所在地が県外 にある場合にあつては、盛 岡市)
[略]				[略]		
別表第2 (第100条関係)				別表第2 (第95条関係)		
[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(収納計器取扱人の指定に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岩手県県税条例第103条第2項において準用する同条例第96条第2項の規定による同項に規定する収納計器取扱人の指定を受けている者は、施行日に新条例第98条第2項の規定による同項に規定する収納計器取扱人の指定を受けたものとみなす。

(岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正)

第4条 岩手県証紙収入整理特別会計条例(昭和39年岩手県条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p>

3 地方税法（昭和25年法律第226号）附則第29条の9第1項の規定により県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行う間においては、本則中「及び自動車税」とあるのは「並びに自動車税及び軽自動車税（環境性能割に限る。）」と、第2条中「一般会計繰出金」とあるのは「一般会計繰出金、歳入歳出外現金への繰出金」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（岩手県証紙収入整理特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 前条の規定による改正前の岩手県証紙収入整理特別会計条例に基づく岩手県証紙収入整理特別会計の令和7年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

（特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第6条 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（環境性能割の課税免除）</u></p> <p>第4条 特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で譲り受けた特定非営利活動法人については、当該自動車に対して課する環境性能割を免除する。</p> <p>2 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。</u></p> <p><u>（1） 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護</u></p> <p><u>（2） 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション</u></p> <p><u>（3） 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護</u></p>	

- (4) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (5) 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (6) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (9) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (10) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (11) 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (12) 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (13) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）

3 特定非営利活動法人については、次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割を免除する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2

項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供する自動車

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供する自動車

(種別割の課税免除)

第5条 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第2項各号に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する種別割を免除する。

(自動車税の課税免除)

第4条 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。

(1) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護

(2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

(3) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

(4) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護

(5) 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

(6) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

(7) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

(8) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション

(9) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護

(10) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護

(11) 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

(12) 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

(13) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、前条第3項各号に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する種別割を免除する。

2 特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税を免除する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第3項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条の規定に基づく障害福祉サービス事業のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に係るものの用に供する自動車

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業の用に供する自動車

(4) 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業の用に供する自動車

(課税免除の申請手続)

第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、県民税の均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、環境性能割の場合にあつては地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、種別割のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第104条の方法によって徴収されるものの場合にあつては同法第177条の13第1項の規定による申告をした日から15日以内に、その課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（県民税の均等割、環境性能割及び種別割の場合にあつては、県税センター所長。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

(課税免除の決定及び通知)

第7条 [略]

(課税免除の申請手続)

第5条 前3条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、県民税の均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第100条の方法によって徴収されるものの場合にあつては地方税法（昭和25年法律第226号）第160条第1項の規定による申告をした日から15日以内に、その課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局長（県民税の均等割及び自動車税の場合にあつては、県税センター所長。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。

(課税免除の決定及び通知)

第6条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 前条の規定による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。

- 2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。